

平成 28 年 6 月

<お知らせ>

平成 28 年度中の転編入生・平成 29 年度新入生 出願予定の皆様へ

明蓬館高等学校

就学支援金の事前(本校)立替のうえ学納金から減額 平成 28 年度中転編入生・平成 29 年度新入生学費の ご負担が少なくなります

新入生・転編入生として出願を予定している方へのご案内です。

国から支給される就学支援金をあらかじめ明蓬館高等学校が立て替えて学費に充当いたします。

入学時の学費から「国の就学支援金（基本額）」の予定額をあらかじめ減額してご請求させていただきます（基本額は、一単位あたり 4,812 円で計算されます。25 単位履修の場合は、120,300 円があらかじめ減額されます）。

ただし、前籍校における在学期間や登録済単位数等の精査により「国の就学支援金（基本額）」の予定額に満たない場合は、不足となる額を改めてご請求させていただきます。

就学支援金については、下記のような金額になります。

【世帯年収別の国の就学支援金目安】

世帯年収の目安	就学支援金目安
①世帯年収 910 万円超	0 円
②世帯年収 590～910 万円程度	120,300 円
③世帯年収 350～590 万円程度	180,450 円
④世帯年収 250～350 万円程度	240,600 円
⑤世帯年収 250 万円程度未満	250,000 円

・就学支援金額は世帯年収、家族構成等の条件により異なることがあります。
・左表は、世帯人数 4 人家族（両親、子ども二人）を目安としております。
・出願時に今年度の「課税証明書」または「非課税証明書」が必要となります。

※世帯年収が左表①を超える場合は、所得制限により支給対象外となります。
正確には、「課税証明書」記載の「市町村民税所得割額」をご確認ください。
304,200 円以上が支給対象外です（未満が支給対象）。該当する場合は、
後日「所得制限に該当する申出書」提出のご案内をいたします。「課税証明書」の提出は不要です。

「高等学校就学支援金」制度

※「高等学校就学支援金」とは国がご家庭の教育費負担軽減を目的とするもので、授業料の一部を国が負担するものです。平成 26 年度より上記の様な新たな制度となりました。
詳細は、入学相談室相談員までお問い合わせください。

明蓬館高等学校 品川事務本部 入学相談室

〒141-0001 東京都品川区北品川 5-12-4 山泉ビル 3F

TEL.03-3449-7904 FAX.03-5423-2813 メールアドレス：soudan@at-mhk.jp